府食第４１３号
令和２年５月１９日

厚生労働大臣
　加藤　勝信　殿

食品安全委員会
委員長　　佐藤　洋

食品安全基本法第 11 条第１項第１号の食品健康影響評価を行うこと
が明らかに必要でないときについて（回答）

令和２年５月 14 日付け厚生労働省発生食 0514 第３号をもって厚生労働大臣から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回意見を求められた事項は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第９条第１項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）別表の一を改正し、同表に規定する疾病の名称の変更を行うこと及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成２年法律第 70 号）第 19 条の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成２年厚生省令第 40 号）別表第 10 を改正し、同表に規定する疾病の名称の変更を行うことといういずれも食品の安全性確保とは直接関連のない形式的な改正であることから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第１項第１号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

以上